

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定しました。

この計画は、従業員の仕事と子育ての両立を図るために策定するもので、法律により常時雇用する従業員が101人以上の企業に義務付けされています。

一般社団法人 唐津東松浦医師会「一般事業主行動計画」

仕事と子育てを両立させながら、職員がその能力を十分に発揮できる職場環境をつくるとともに、共働き世帯が多くなっているなかで男性職員（父親）も子育てや家事に関わることができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで（3年間）
- 2 計画内容

目標1：パパ・ママ育児プラスなど、父親も子育てができる働き方の実現のために育児休業制度の周知を図る。

《対策》

- 期間：平成27年4月～6月（以後、毎年4月～6月に実施）
- 内容：育児休業制度のわかりやすい内容のチラシを職員に配付し、各事業部門の所属長への周知と職場環境の醸成に努める。

目標2：子育てや家事への女性の負担を軽減するため、男性職員（父親）の子どものための看護休暇の取得を促進する。

《対策》

- 期間：平成27年4月（以後、毎年4月に実施）
- 内容：子の看護休暇は、1時間単位で取得することができることを職員（特に新規採用職員）に周知するとともに、各部門の職場会議において、男性職員（父親）の子育てへの関わり促進の啓発に努める。